

令和8年度 第1回三重県道路啓開計画協議会

日 時： 令和8年8月31日（月）

10:00～11:00

場 所： 三重河川国道事務所会議室

Teams会議 併用

次 第

1. 開 会

- 1) 開会挨拶

2. 審議事項

- 1) 協議会の設立趣旨
- 2) 協議会規約

3. 今年度の検討方針

- 1) 新たな道路啓開計画の枠組み
- 2) 道路啓開計画の進め方
- 3) 三重県道路啓開計画の検討事項

4. 今後のスケジュール

5. その他・質疑応答

6. 閉 会

- 1) 閉会挨拶

以上

三重県道路啓開計画協議会

設立趣旨

東日本大震災においては、鉄道・航路・空路などの各交通機関が麻痺する中で、国土交通省東北地方整備局を中心に官民一体となって展開した「くしの歯作戦」による円滑な道路啓開により、救命救助・復旧に向けた交通路の確保が速やかに実施された。

内閣府により南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）が平成 24 年 8 月に公表され、直近では、令和 7 年 3 月に被害想定の見直し、今後実施すべき防災対策が公表され、中部地方において、複数の県をまたぐ広域で甚大な被害が予測されている。

三重県においても津波被害が想定される沿岸部の市街地を含め、海拔の低い地域が広域に存在するとともに、山間部においては土砂災害等による孤立も懸念されることから、人命救助をはじめとする諸活動を円滑に進めるため、明確なオペレーションのもと関係機関が協力体制を構築して、速やかに道路啓開を実施する必要がある。

近年では、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備等の重要性が明らかになったことを受け、令和 7 年 4 月に道路法が改正され、能登半島地震を踏まえた災害対応の深化として、道路啓開計画が法定化された。これをうけて、実効性のある計画に基づいた道路啓開の実施のため、中部ブロックにおいては、「南海トラフ地震」を対象に、改正道路法に基づく「中部道路啓開計画（地震・津波編）」を、令和 8 年 3 月に策定・公表されたところである。

こうした状況から、三重県においても、三重県地域防災計画に記載された大規模災害を対象に、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、大規模災害時の道路啓開の実効性向上を目的として「三重県道路啓開計画協議会」を設立するものである。

三重県道路啓開計画協議会

規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「三重県道路啓開計画協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、三重県内における大規模災害時の道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （１） 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （２） 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （３） 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （４） 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （５） その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は三重県県土整備部長を、副会長は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙-1 のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 5 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

6 協議会は、中部道路啓開計画協議会と調整を図ることとする。

(議事の公開)

第5条 協議会は原則として非公開とする。

協議会の会議に提出された資料及び議事概要は、会議終了後速やかに公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は三重県県土整備部施設災害対策課、三重県県土整備部道路管理課及び国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

<附 則>

本規約は、令和 年 月 日から施行する。

三重県道路啓開計画協議会

会員名簿

協議会役職	所属	役職
【道路管理者】		
会長	三重県 県土整備部	部長
副会長	中部地方整備局 三重河川国道事務所	事務所長
会員	中部地方整備局 北勢国道事務所	事務所長
〃	中部地方整備局 紀勢国道事務所	事務所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括課	担当課長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 桑名保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 津高速道路事務所	所長
【関係機関】		
会員	三重県 防災対策部 災害対策推進課	課長
〃	三重県 防災対策部 消防保安課	課長
〃	三重県警察本部 交通部 交通規制課	課長
〃	三重県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	隊長
〃	陸上自衛隊 第10師団 司令部 第3部防衛班	防衛班長
〃	陸上自衛隊 第10師団 第33普通科連隊 第3科	科長
〃	一般社団法人三重県建設業協会	専務理事
〃	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 中部ブロック	事務局
〃	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中部支部	支部長
〃	一般社団法人三重県測量設計業協会	会長
〃	三重県レッカー事業協同組合	事務局
〃	中部電力パワーグリッド株式会社 三重支社 総務・広報・資材グループ	課長
〃	N T T西日本株式会社 三重支社 災害対策室・担当課	課長
〃	一般社団法人日本ガス協会 東海北陸部会	次長
〃	三重県石油商業組合・三重県石油業協同組合	専務理事
【事務局】		
三重県 県土整備部 施設災害対策課		
三重県 県土整備部 道路管理課		
中部地方整備局 三重河川国道事務所 道路管理第一課		

令和8年度 第1回三重県道路啓開計画協議会

令和8年8月31日
三重県道路啓開計画協議会事務局

- ・道路啓開とは、緊急車両の通行確保のため、発災直後より、道路上に堆積した土砂や瓦礫等の障害物の除去や段差解消等を行い、被災地への救援ルートを切り開く作業のこと
- ・道路啓開計画が法定化され、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
(人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保)

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

↓

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会(道路管理者+関係機関)を経て決定

令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所(輪島市、能登町、珠洲市)までのアクセス(縦軸・横軸)を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス(「くしの歯」の「歯」)を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

第二十二条の三 交通上密接な関連を有する道路(以下「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者(以下「密接関連道路管理者」という。)は、第二十八条の二第一項に規定する協議会における協議を行った結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。)を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画(以下「道路啓開計画」という。)を定めるものとする。

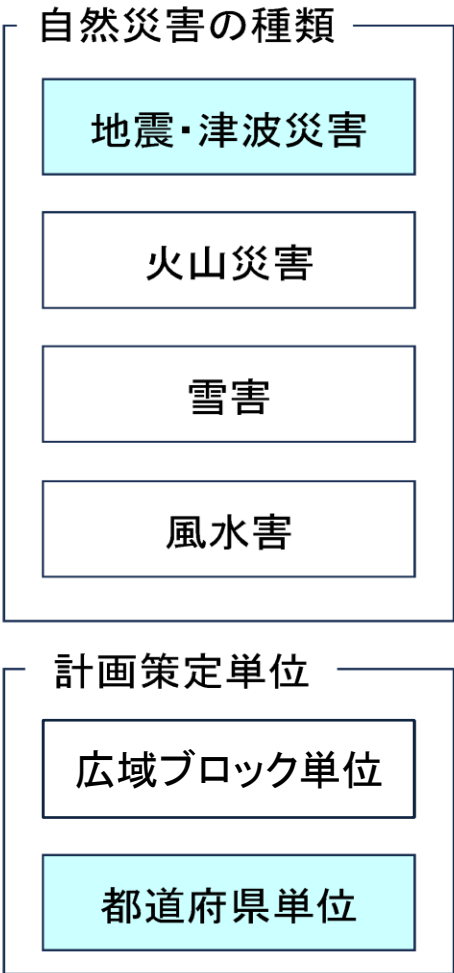
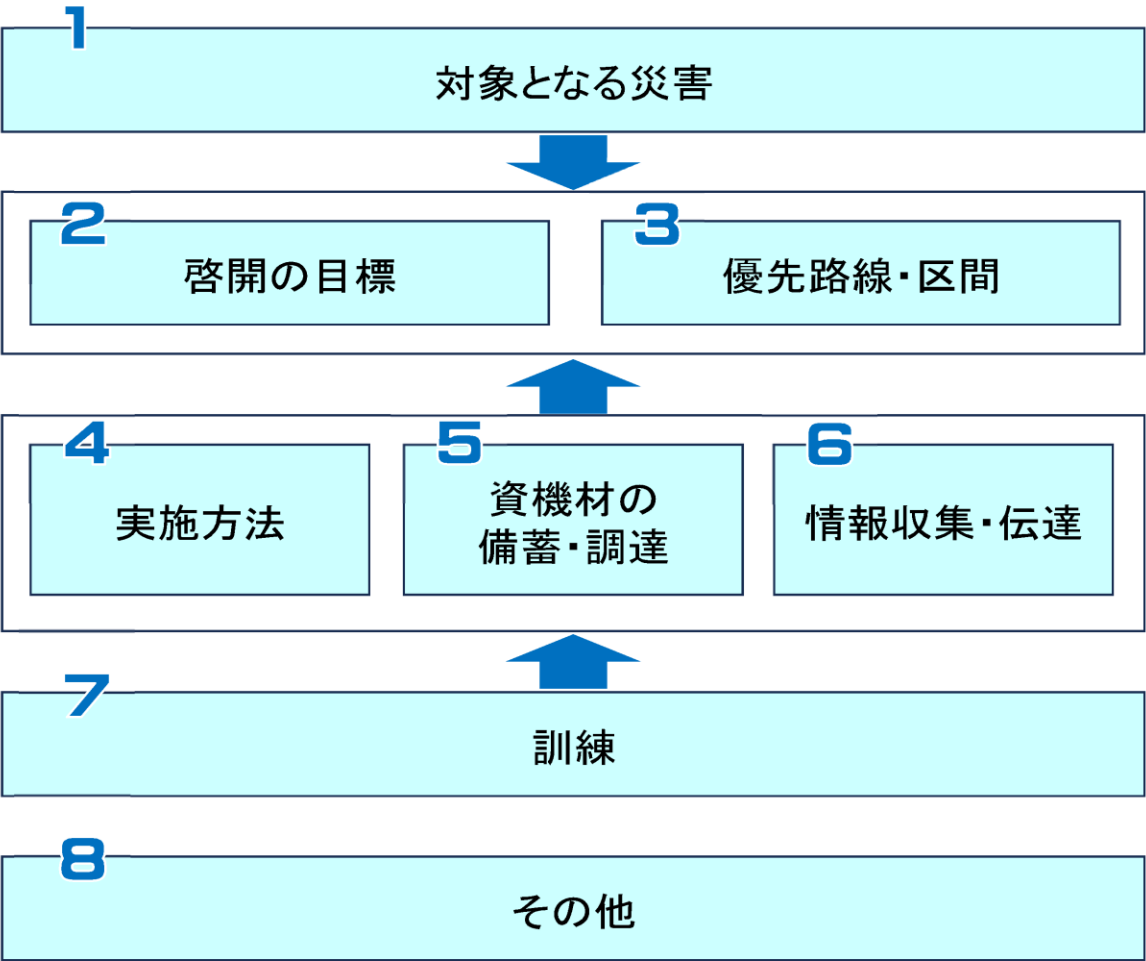
2 道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一. 対象となる災害の種類
- 二. 前号に掲げる災害(以下この条において「対象災害」という。)が発生した場合における密接関連道路の維持の実施に関する目標
- 三. 前号の維持を優先的に実施する必要のある密接関連道路の路線及び区間
- 四. 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項
- 五. 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項
- 六. 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項
- 七. 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項
- 八. 前各号に掲げるもののほか、道路啓開計画の実施に関し必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者(密接関連道路管理者であるものに限る。)がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができる…

道路啓開計画の基本的な構成

- 1,2. 対象となる災害の種類や道路啓開の目標
- 3,4. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法
- 5. 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達
- 6,7. 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達
- 8. その他、前条の目的を達成するために必要な事項



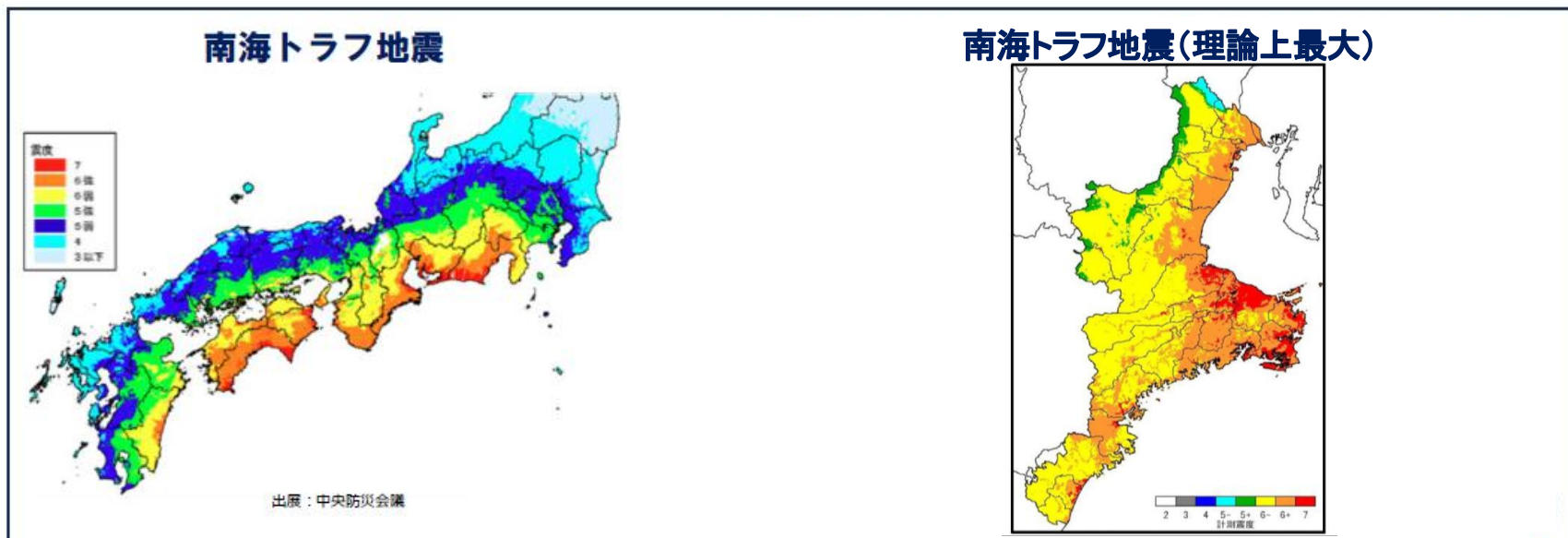
道路啓開計画の基本的な構成

1. 対象となる災害

(1)

広域

整備局等
ブロック単位

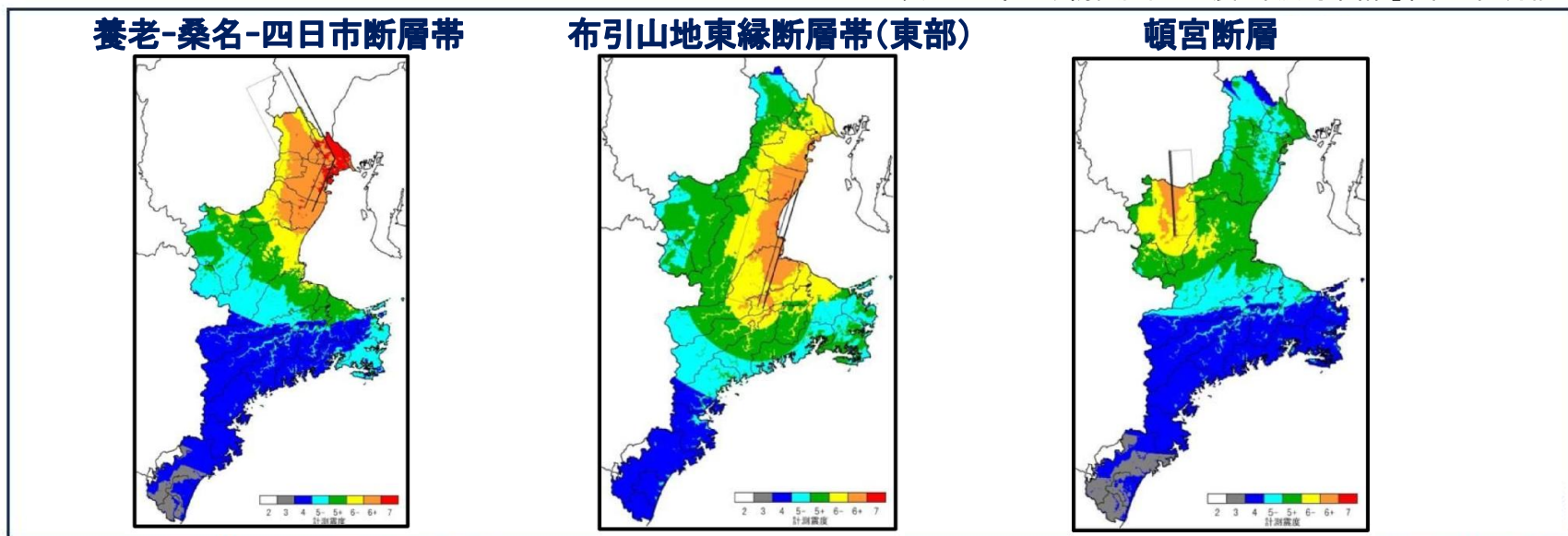


出典：三重県地域防災計画-地震・津波対策編-令和8年3月修正

(2)

地域

都道府県
単位



道路啓開計画の基本的な構成

2. 啓開目標 と 3. 優先路線・区間

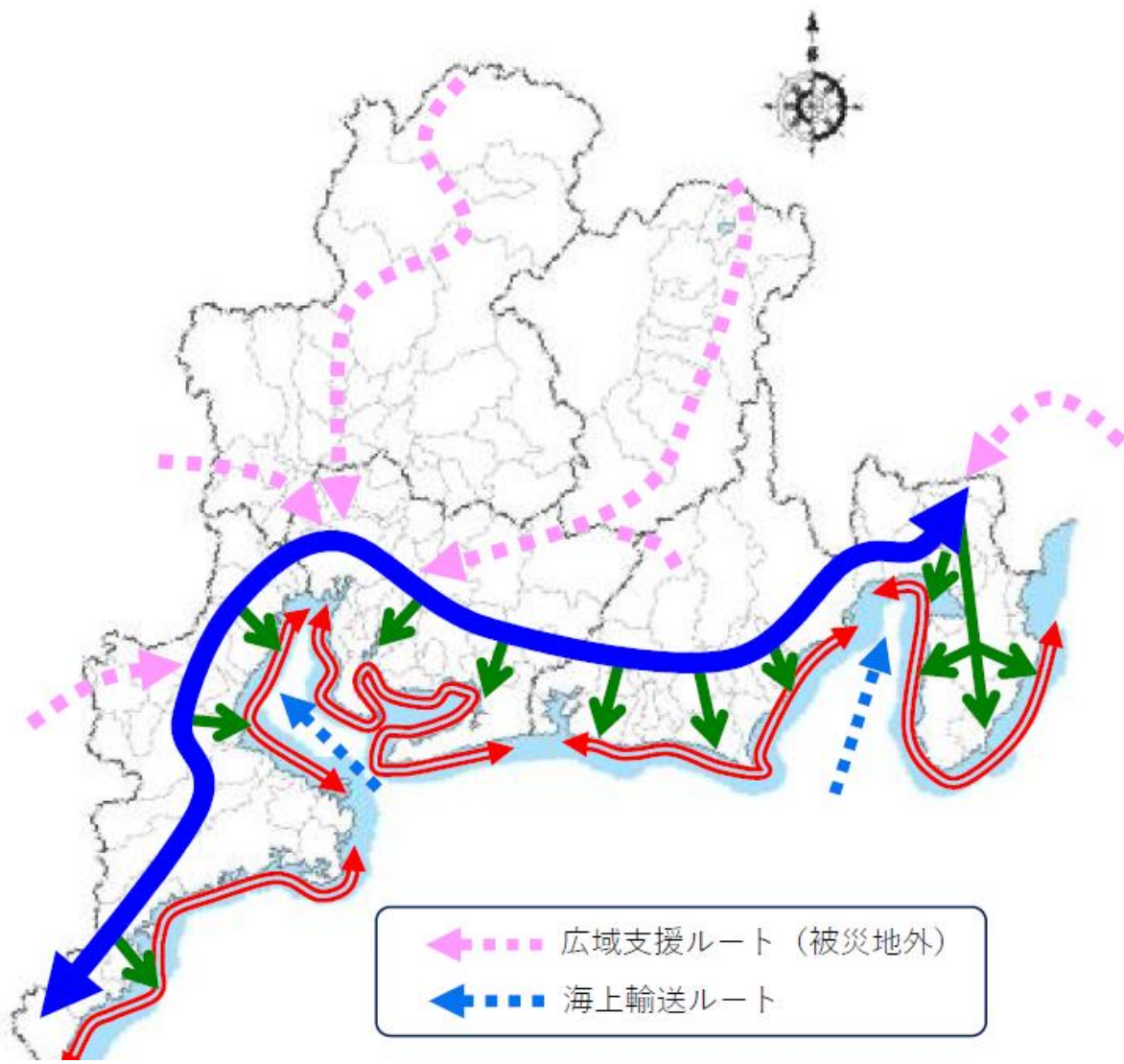
例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂）

中部地方幹線道路協議会
中部管理防災・震災対策検討分科会

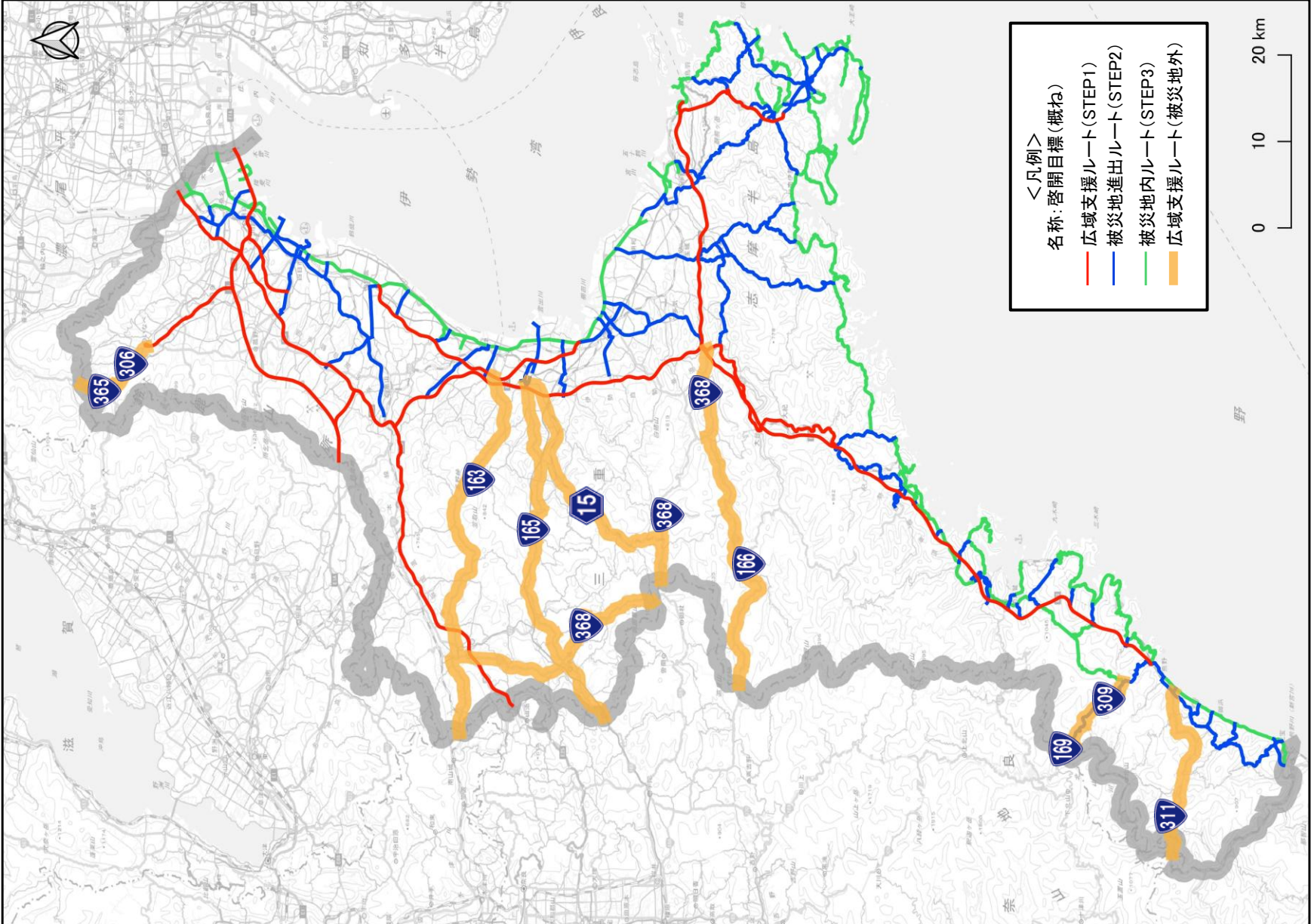
	STEP 1
	《広域支援ルート》 発災から概ね1日以内 (くしの軸となるルート)

	STEP 2
	《被災地進出ルート》 発災から概ね1～2日以内 (くしの歯となるルート)

	STEP 3
	《被災地内ルート》 発災から概ね3日以内



(参考) 中部道路啓開計画 のオペレーション例



対象となる災害：三重県地域防災計画で想定されている地震を対象

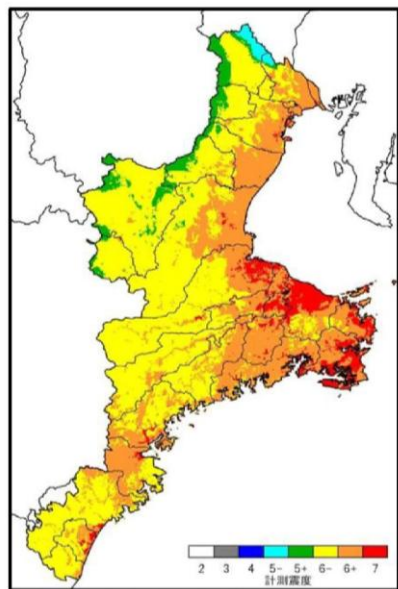
- ・海溝型地震(南海トラフ地震)
- ・内陸型地震(三重県が独自に公表している3パターンの内陸直下型地震)

※都道府県単位の対象災害は、「地域防災計画」や「防災業務計画」で想定されている地震を基本として設定。

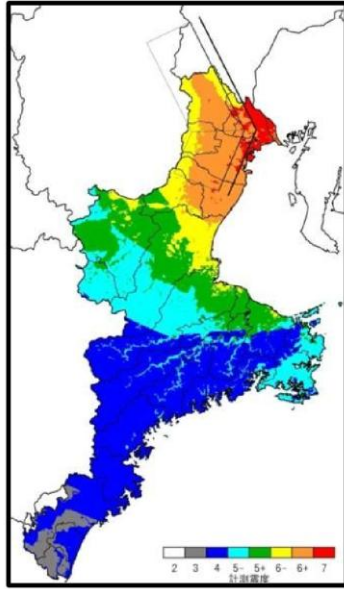


道路啓開の関係者が迷わず活動できるように対象地震を設定

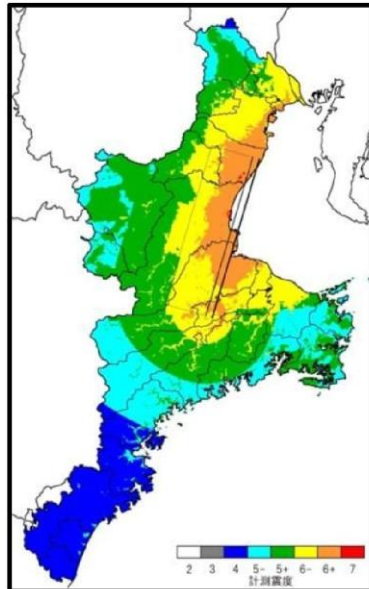
南海トラフ地震(理論上最大)



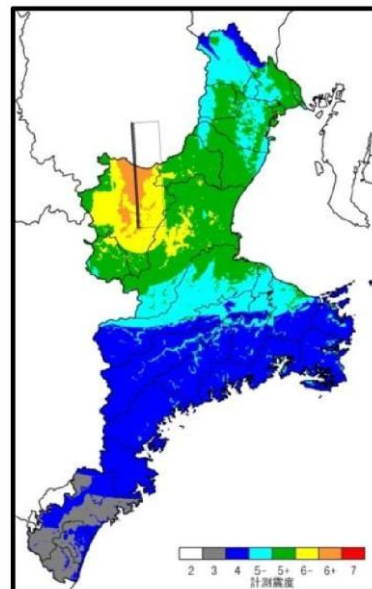
養老-桑名-四日市断層帯



布引山地東縁断層帯(東部)



頓宮断層



当面の間は、南海トラフ地震の啓開計画を準用

R8年度計画策定予定

- ◆ 対象災害 : 地震・津波災害とし想定規模は「頓宮断層」における内陸型地震とする
- ◆ 対象地域 : 「頓宮断層」における内陸型地震により甚大な被害が想定される地域
- ◆ 啓開の目標 : 人命救助や地域支援のため、発災後72時間以内を目標とし、拠点や被災地へのアクセスルートの道路啓開を行う
- ◆ 優先啓開路線 : 避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として選定された路線
- ◆ 道路啓開 : 緊急車両の通行(5m幅程度)を確保するため、道路上の障害物除去や段差解消を行いルートを切り開く作業。原則、本来道路管理者が実施
- ◆ 資機材量 : 道路の通行が不能になる恐れが高い、路上のがれき堆積、橋梁段差、斜面崩壊を道路災害として定め、道路啓開に必要な資機材量を算出
- ◆ 他の計画との : 三重県地域防災計画における具体的な応急対策活動に関する計画や、
整合 広域受援計画と拠点などの整合を図り、実効性の向上を図る

【◆事前調整】

R8年8月6日 14時～

- ・道路啓開計画協議会について、事務局より説明(WEB)

第1回 三重県道路啓開計画協議会

R8年8月31日 10時～

- ・構成員、規約、対象災害の承認
- ・被害想定算定の開始

【◆第1回地区WG】

R8年9月下旬

- ・対象災害、被災地定義、啓開計画の策定方針等の説明

地区WGで、具体計画図(案)の調整、各種拠点・被害想定算出に必要な各種データ・保有資機材量等の確認

【◆第2回地区WG】

R9年1月～2月

- ・被災地定義、啓開計画、具体計画図の意見照会

第2回 三重県道路啓開計画協議会

R9年3月頃

- ・道路啓開計画の承認